

平成 21 年 5 月 19 日

各 位

船 井 電 機 株 式 会 社

代 表 者 名 執行役社長 林 朝 則
(コード番号 6839 東証・大証第一部)
問 合 せ 先 I R・広報部 高 中 直 幸
(T E L . 0 7 2 - 8 7 0 - 4 3 9 5)

(訂正) 「新株予約権方式によるストックオプションに関するお知らせ」 の一部訂正について

平成21年5月13日に公表いたしました「新株予約権方式によるストックオプションに関するお知らせ」に一部誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 訂正箇所

3 ページ 2. 本株主総会の決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の発行要領 (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

2. 訂正内容

【訂正前】

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

【訂正後】

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

以 上